

平成 30 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社フェイスネットワーク  
代表者名 代表取締役社長 蜂 谷 二 郎  
(コード番号：3489 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 佐 野 宏 江  
( TEL. 03-6432-9937)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 800,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(平成 30 年 2 月 27 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 3 月 15 日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 3 月 7 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、エース証券株式会社、むさし証券株式会社、藍澤証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 3 月 7 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 3 月 8 日(木曜日)から  
平成 30 年 3 月 13 日(火曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 3 月 16 日(金曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 400,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都世田谷区  
蜂谷 二郎 400,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 180,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村証券株式会社 180,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 180,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成30年3月28日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成30年3月29日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成30年3月7日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 800,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 400,000株

オーバーアロットメントによる売出し 180,000株(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年2月28日(水曜日)から  
平成30年3月6日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年3月7日(水曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年3月8日(木曜日)から  
平成30年3月13日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年3月15日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年3月16日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である蜂谷二郎(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年3月16日から平成30年3月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 現在の発行済株式総数      | 4,000,000株      |
| 公募による増加株式数      | 800,000株        |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 180,000株 (最大)   |
| 増加後の発行済株式総数     | 4,980,000株 (最大) |

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 978,240 千円 (\*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額 221,904 千円 (\*) と合わせて、不動産投資支援事業における不動産投資用の新築一棟マンション及び中古一棟ビルリノベーションの開発等に係る運転資金に充当することを予定しております。具体的には、新築一棟マンションを開発・建築するための土地の取得費用、中古一棟ビルリノベーションを開発・改装するための中古ビルの取得費用・仲介手数料及び設計・解体工事・建築工事・改装工事等に係る外注費等の一部に充当し、全額を平成 31 年 3 月期中に充当することを予定しております。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

\* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,340 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、将来の財務体質・経営基盤の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保も確保しながら、利益還元のための株主への配当も重視することを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと土地仕入に投入していくこととしております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

|                          | 平成27年3月期   | 平成28年3月期   | 平成29年3月期       |
|--------------------------|------------|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益金額             | 3,061.71円  | 75.84円     | 176.76円        |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | —円<br>(—円) | —円<br>(—円) | 1,000円<br>(—円) |
| 実績配当性向                   | —%         | —%         | 14.1%          |
| 自己資本当期純利益率               | 87.3%      | 50.1%      | 64.1%          |
| 純資産配当率                   | —%         | —%         | 6.9%           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 平成27年3月期、平成28年3月期は、配当を実施していませんので、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 平成29年3月期の1株当たり配当額1,000円は、創業15周年記念配当300円を含んでおります。
5. 当社は、平成29年12月1日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 上記5.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

|                          | 平成27年3月期   | 平成28年3月期   | 平成29年3月期       |
|--------------------------|------------|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益金額             | 76.54円     | 75.84円     | 176.76円        |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | —円<br>(—円) | —円<br>(—円) | 25.00円<br>(—円) |

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人である蜂谷二郎並びに当社株主である株式会社88、小泉和弘、相澤篤、吉田俊雄、山元孝行、佐野宏江、石丸洋介、来住亮佑、硯華恵、岩永昭久、熊谷健一郎、大津茂太郎、久野泰浩、三上桂司、宮原直子、遠藤弘久及び草原裕之は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年6月13日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

式売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成30年9月11日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年2月13日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。